



国立大学法人

熊本大学



# サイト・ブロッキング法制化における プライバシー権と通信の秘密

第34回東京国際映画祭共催企画  
第11回MPAセミナー  
(2021.11.04)

熊本大学法学部

大日方信春

## 目次

0. 自己紹介
1. はじめに – 今回のお題
2. 通信の秘密とプライバシーの関係
3. プライバシーとは何か
  - (1) 人格権としてのプライバシー
  - (2) 私生活上の自由としてのプライバシー
  - (3) 情報の適正管理を求める「プライバシー」
4. 通信の秘密が保護しているプライバシーとは
  - ▶ アクセス先検知の場面では
5. Q & A
6. おわりに





## 1. はじめに — 今回のお題

(1) 【前提】法律を制定して海賊版サイト・ブロッキングを実施する場合。

(2) 当該法律が海賊版サイト運営者と閲覧者の表現の自由を侵害するものとは考えられないことについては、  
昨年のMPAセミナー（2020.11.04）にてお話しした。

→ 参照、① 法律時報93巻2号（2021年2月）、② コピライト721号（2021年5月）

(3) 当該法律は閲覧者の通信の秘密やプライバシー権を侵害しないか。

→ これが本年のMPAセミナー（2021.11.04）のテーマ。





## 2. 通信の秘密とプライバシーの関係

(1) 憲法21条2項後段は「通信の秘密は、これを侵してはならない」と規定している。

→ 「通信の秘密」はプライバシーを保護法益としている（通説・有力説）。

(2) 憲法21条2項（通信の秘密条項）の意義

① 憲法の名宛人は国家であるので、憲法21条2項は国家に対し通信の秘密の侵害を禁止している → 電通事業法3条（検閲の禁止）。

② 国家を含めた通信事業者に通信の秘密を侵害させない法制度の設営を国家に求めている → 電通事業法4条（秘密の保護）2項。

▶ ところで「プライバシー」とは何か？



### 3. プライバシーとは何か【1】

#### (1) 人格権（人格的利益）としてのプライバシー

① Warren & Brandeisの1890年の論文で提唱された。

→ 「ひとりで放っておいてもらう権利」

② 「宴のあと」事件（S39東京地判）で認められた。

→ プライバシー3要件（私事性、要秘匿性、非公知性）。侵害は民法709条の不法行為に該当。

③ 人格的利益説に基づき憲法13条でも保障される。

→ 幸福追求権条項に包摂される。

【判例】ノンフィクション「逆転」事件（最判平成6年）、「石に泳ぐ魚」事件（最判平成14年）、長良川推知報道訴訟（最判平成15年）、グーグル検索結果削除請求事件（最決平成29年）。

▶ プライバシーに属する事実（情報）が人格的利益として保護されている。



### 3. プライバシーとは何か【2】

#### (2) 私生活上の自由としてのプライバシー

- ① 人格的利益だけでなく個人に関する一定の情報がみだりに取得・利用されることを防止。
- ② 憲法上のプライバシーに関する自己情報コントロール権説によればプライバシー固有情報のみでなくプライバシー外延情報も保護の対象。

→ 外延情報により固有情報が推知されるおそれあり。

【判例】京都府学連事件（最大判昭和44年）、指紋押捺拒否事件（最判平成7年）、住基ネット訴訟（最判平成20年）。

- ③ 判例では「みだりに○○されない自由は法的保護に値する」という言い回しが見られる。





### 3. プライバシーとは何か【3】

#### (3) 情報の適正管理を求める「プライバシー」

① 任意に提供した情報の管理に関する「合理的期待」又は「信頼」が保護法益。

→ 情報受領者は情報提供者に対する「信認義務 (fiduciary duty)」を負い、この義務が毀損されたとき不法行為となる。

【判例】早稲田大学講演会事件（最判平成15年）、ベネッセ事件（最判平成29年）。

② 判例では「プライバシーに属する事実（情報）」ではなく「プライバシーに係る情報」という言い回しが用いられている。

→ 「プライバシーに係る情報」が適切に管理されていたか否かがプライバシー侵害の判定基準。





#### 4. 通信の秘密が保護しているプライバシーとは

(1) 通信の秘密の保護法益は3つのプライバシーの類型に及ぶであろう。

(2) 但し、**サイト・ブロッキングのためのアクセス先検知**という場面に限定して通信の秘密の保護法益を考えるなら、それは【3】のタイプのプライバシーではなからうか。

→ ISP事業者には利用者がネット利用のために提供した情報について適切に管理・利用する「信認義務」が負わされている。

(3) 電通事業法4条2項（知得・窃用・漏洩の禁止）は利用者が提供した情報が通信事業者により適切に管理・利用されることに対する**「合理的な期待」**が保護法益となっていると理解すればよいのでは。

→ サイト・ブロッキング法にはこの「合理的な期待」を守るための**制度設計（構造）**が必要となろう。





## 【ここまでの結論】

- (1) 通信の秘密はプライバシーを保護法益としている。
- (2) サイト・ブロッキングのためのアクセス先検知はプライバシーのうちでも個人情報の扱いに関する「合理的な期待」を内実としている。
- (3) サイト・ブロッキング法にこの「合理的な期待」を守るための仕組が規定されていれば、同法が通信の秘密を侵害するとは言えない。





## 5. Q & A

【Q1】法律（サイト・ブロッキング法）で憲法上の権利（通信の秘密、プライバシー）を制約できるのか。

(1) サイト・ブロッキングのための一連の行為の中に電通事業法4条2項に反する部分がないとすると、事業者サイトにサイト・ブロッキングを義務づける法律は4条2項の保護法益（プライバシー）を侵害していないので憲法21条2項にも反していない。

(2) 同法が事業法4条2項に抵触するとしても、

① プライバシーは一般に絶対無制約な価値とは考えられていない。e.g. 通信傍受法事件（最決平成11年）、長良川推知報道事件（最判平成15年）。

② 通信の秘密も一般に絶対無制約な価値ではない。

e.g. 刑訴100条・222条（郵便物の押収）、破産82条（破産管財人による郵便物等の開披）、プロ責法4条1項（発信者情報開示）等。





## 5. Q & A

【Q2】 サイト・ブロッキング法が通信の秘密・プライバシーを侵害する法律ではないことをどのように違憲審査するか。

- ① 法令によっているか（民主的正当性）。
  - ② 正当な目的といえるか（立法事実）。
  - ③ ブロッキング対象が限定されているか。
  - ④ 必要な範囲の個人情報に限定されているか。
  - ⑤ 目的外利用を禁止しているか。罰則あるか。
- 蓄積、プロファイリング利用の禁止など。  
等々を総合考慮するということであろう。





ご静聴ありがとうございました

この講演は科学研究費助成事業（基盤研究(c)：課題番号20K01297）による成果の一部です。



国立大学法人

熊本大学